

## 第3回玉城町かわまちづくり協議会資料

# たまきかわまちづくりに向けた社会実験について

令和5年3月1日

- ・ 整備箇所(水辺の楽校周辺)において民間事業者等により周辺地域の活性化や新たな水辺のにぎわい、憩いの場を創出する可能性を検証することを目的とした社会実験を行う。
- ・ この取組みで住民ニーズの把握や営業活動の実態、条件整理などを行い、今後の玉城町かわまちづくりの利活用に反映する。また、新たな民間投資の創出による地域活性化と河川管理の効率化の両立を実現する。
- ・ かわまち登録に合わせて、都市・地域再生等利用区域(河川のオープン化)にも登録されれば、占用更新期間の延長や河川区域内での営利活動など様々な利活用が可能となる(一部制約有)。

- 公募にあたり、使用者に対し「たまき水辺の楽校使用届」の提出を求める。
- 使用届の提出先は協議会、受付窓口は事務局とする。
- 河川区域内での行為となるため、社会実験(イベント等)の内容、安全(治水・交通・利用等)対策、責任の所在等について、玉城町役場建設課及び三重河川国道事務所で内容の確認を行う。
- 内容の確認に要する期間として、1週間程度を想定している。  
(=使用届の提出から受理まで1週間程度)

- ① 目的:p1参照
- ② 募集箇所:たまき水辺の楽校
- ③ 利用可能期間:R5.3.2～R5.9.30
- ④ 使用条件
  - ・社会実験の目的に賛同する「企業」「団体」「個人」を対象とする。
  - ・利用後のアンケートやヒアリング等に協力すること。
- ⑤ 応募方法:持参、郵送、FAX、メール
- ⑥ 使用届記載内容:使用日時、実施内容、現地責任者、参加人数、写真・イメージ図、ちらし

- 第3回協議会で承認後、公募開始とする。